

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県あま市新居屋上古川13番地24

氏 名 株式会社アラマキ

代表取締役 荒牧 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年12月2日

許可の有効年月日 令和11年12月1日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲﾅｲﾄﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲﾅｲﾄﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、特定有害廃油(ﾄﾘｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲﾅｲﾄﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾍﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲﾅｲﾄﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲﾅｲﾄﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃水銀等、特定有害廃石棉等 以上110種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有